

# 産業厚生常任委員会報告

令和5年6月23日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和5年6月16日午前10時00分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席のもとに本委員会を開催し、6月6日に本委員会に付託されました議案3件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び生涯学習推進課課長補佐の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る6月6日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

### 議案第50号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例は、どのように免除になるのか。

回答：制度の概要は、新型コロナウイルス感染症の影響によって、介護保険料の減免措置を行っており、コロナの影響における第1号被保険者保険料に対しての減免措置である。今回の改正については令和5年度以降の取り扱いである。

質疑：減免によりどれくらい安くなるのか

回答：対象は、生計維持者の事業収入の減少額が前年の当該事業収入の10分の3以上であって、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外に、前年の所得の合計が400万円以下である場合にこの制度の対象となる。  
例えば、前年の合計所得金額210万円以下は10分の10減免  
前年の合計所得金額210万円を超える場合は10分の8の減免となる。

質疑：「令和4年度以前の年度分の保険税であって令和5年4月以降に納付期限が定められているものの減免」とは、どういった場合に発生するのか。

回答：主なものとして、3月に第1号被保険者になられる方が主な対象となる。  
その方の納期が一部4月になるため、現行の制度では4月以降の納期の方が対象にならないので、そこを改めるものである。

質疑：3月に第1号被保険者になられる方というのは、3月に年齢に達した人をいうのか。

回答：その通りである。

## 議案第51号 令和5年度美浜町公共下水道事業美浜町浄化センター建設 工事委託（建築）に関する協定について

質疑：議案51号と議案52号の建設工事委託業者は、同じ事業者である。  
一括して入札できなかったのか。

回答：議案51号は建築工事、議案52号は電気工事に分かれている。建築  
工事は屋根、壁の改修工事、電気工事は令和5年度から6年度にまたが  
る工事で継続費を設定しているため、議案を分けている。

質疑：耐用年数が来たから工事を発注するということだが、管理棟、汚泥濃縮  
タンク、消毒設備等の耐用年数は同じなのか。

回答：耐用年数については、建築工事、電気物、電気工事、機械工事、計装の  
備品によって違う。建築工事の建物に関しては、耐用年数は38年、  
機械電気工事については7年から20年、また、計装は7年から15年  
の耐用年数のものがある。

質疑：耐用年数は38年であるが、耐震設計などを考慮して28年が経過した  
今、工事を行うということか。

回答：その通りである。

質疑：オキシデーションディッチと沈殿池は、耐用年数も耐震設備も全部クリ  
アしているのか。

回答：管理棟、消毒設備、汚泥濃縮タンクについては耐震診断が済んでおり、  
沈殿池については、令和5年度に耐震診断する予定である。

質疑：協定の方法は、随意契約になっているが、日本下水道事業団に発注しな  
ければならない根拠があるのか。

回答：日本下水道事業団を選んだ理由は、設計業務、社会資本交付金が単年度  
ごとの交付決定となり、工事管理業務を行う上で、継続的に工事管理を  
行うことができる。また、昨年度の実績が全国で500ヶ所、約200  
0億円の工事实績があり、優れた施設を建設している点である。

質疑：一般競争入札にすれば良いのに、日本下水道事業団に随意契約しなけれ  
ばならない理由を示して欲しい。

回答：地方公共団体が自力で下水道関連施設を建設するには、土木建築、機械、  
電気などの各分野にわたる専門技術職員が必要になってくる。これらの  
技術職員を十分確保するのは難しいのが実態であり、日本下水道事業団  
は、下水道管理の代行支援機関として、技術職員業務を地方公共団体で  
遂行することを役割としている。

質疑：日本下水道事業団は、どのような法人か。

回答：日本下水道事業団は、昭和47年11月に国及び地方公共団体の折半出  
資により設立されている。現在は平成15年10月からは地方公共団体が  
主体となって、業務、運営を行うということで、地方共同法人と名前  
を変更し運営している。

質疑：日本下水道事業団と随意契約をしないと工事できないのか。

回答：今回、日本下水道事業団に委託したのは、日本下水道事業団法というものが、第1条に、日本下水道事業団は、地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理を行い、下水道に関する技術的援助を行うとともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ること等により、下水道の整備を促進し、よって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とするとあるので、これにより今回委託するものである。

**議案第52号 令和5年度美浜町公共下水道事業美浜町浄化センター建設  
工事委託（電気設備）に関する協定について**

質疑はありませんでした。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第50号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

**議案第51号 令和5年度美浜町公共下水道事業美浜町浄化センター建設  
工事委託（建築）に関する協定について**

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

**議案第52号 令和5年度美浜町公共下水道事業美浜町浄化センター建設  
工事委託（電気設備）に関する協定について**

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午前10時44分本委員会を閉会いたしました。  
以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。